

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 西野 弘一

答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

熊取町長は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 7 4 号により行った情報不存決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に、熊取町長に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第 5 条に規定する告示をおこなった際、当該告示に対して文書取扱規程第 11 条の規定に基づき付された「暦年による一連番号」がわかるもの。なお、告示台帳によりわかる場合は、その告示台帳でよい。

2 本件処分

熊取町長は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 7 4 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 4 月 7 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、熊取町長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、情報公開請求の対象となる情報が不存在である可能性

は皆無であると考え、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めるというものである。

- ・熊取町は、令和4年2月15日付け3熊保育第2759号（以下「3熊保育第2759号」という。）において、当該告示を行ったと主張しており、告示を行う際には、文書取扱規程第11条の規定に基づき、「暦年による一連番号」を付さなければならないものとされている。また、同規程により告示文書は永年保存しなければならない文書とされている。
- ・熊取町は、令和4年12月28日付け4熊総第3479号において「熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの」について存在しないと回答していることから、文書取扱規程に規定された事務は全て適切に実施しているということが確認できる。

3 熊取町長の弁明に対する反論

告示を行えば、一連番号を付さなければならない、その一連番号を管理している文書が告示台帳である。

平成10年及び平成11年の告示台帳には、当該告示に付した一連番号を確認できないのであれば、平成10年及び平成11年以外の年に当該告示を行ったはずである。

また、公開を求めた情報は告示台帳のみではない。

一連番号や当該告示を行ったことが、告示台帳で確認できるのであれば、告示台帳でよいとして請求しているのである。

告示台帳で確認できなければ、当該告示文書そのものや、当該告示を行う際の起案文書、文書取扱責任者が保管文書の点検で使用している文書等も請求に係る情報等となる。

（補充意見書より）

文書取扱規程には告示文書に暦年による一連番号を付さなければならないと規定され、告示文書の他、告示台帳にも記載されている。

個人情報保護規則第5条に規定する告示を行ったことは3熊保育第2759号で、また、4熊保育第3479号から熊取町規程に規定された事務が全て適切に実施されていると藤原敏司熊取町長は認めている。

文書取扱規程別表第1に告示に関する重要なものは永年保存しなければならない文書として定められている。

以上のことから告示を行った年の告示台帳が存在しているにもかかわらず、その告示に関する暦年の一連番号がないはずがなく、一連番号が確認できないのであれば、一連番号を適切に付さなかったか、一連番号を付したが文書の保存を適切にしていなかったかのどちらかしかなく、文書取扱規程に規定されている事務を適切に実施していないこととなり、情報不存在決定通知書は不当な通知書となる。

第4 熊取町長の主張

熊取町長が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、却下する旨の裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

今回請求の「個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行った際、当該告示に対して文書取扱規程第11条の規定に基づき「暦年による一連番号」がわかるもの」について、当該一連番号は、告示台帳により付番等しているが、個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年（平成10年及び平成11年）に係る告示台帳には、個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行ったことが確認

できる情報がないため、情報不存在の通知を行ったものである。

(補充説明書)

個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年から令和5年までの告示台帳をすべて確認したものの該当する情報は確認できなかった。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、熊取町長の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

なお、当審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。

2 争点について

審査請求人は、3熊保育第2759号から熊取町は個人情報保護条例制定当時の縦覧の告示をおこなっており、告示文書は永年保存文書であることなどから公開請求した情報は存在していると主張している。また、個人情報保護条例、個人情報保護規則を制定した年（平成10年、平成11年）の告示台帳において当該告示に付した一連番号を確認できないのであれば、その年以外の年に当該告示を行ったはずであるほか、告示台帳で確認できないのであれば、告示を行う際の起案文書等も請求に係る情報となると主張している。

一方、熊取町長は、公開請求された情報について、個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年だけでなく、補充説明書において、制定した年以降に係る告示台帳をすべて確認した結果、該当する情報が確認できないため、当該情報は存在しないと主張している。

以上の点から、審査請求人が請求した情報が存在すると認められるか否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、個人情報保護条例制定当時に個人情報保護規則第5条に規定する告示をおこなった際、当該告示に対して文書取扱規程第11条の規定に基づき付された「暦年による一連番号」がわかるものである。

審査請求人は、熊取町長が、個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年（平成10年、平成11年）に係る告示台帳に、当該告示に付した一連番号を確認できないのであれば、それらの年以外の年に当該告示を行ったはずであると主張しているが、これに対し、熊取町長は、平成10年から令和5年までのすべての告示台帳をすべて確認し、審査請求人が公開請求した情報に関する記述がない旨説明、主張しており、現に告示台帳で暦年による一連番号がわかる記載がないと認められる。

なお、審査請求人からの補充意見書における主張（①条例制定当時の告示に関する主張、

②変更の告示の要否に関する主張)については、告示の手続の是非を問うものというべきであり、当審査会の審査の対象外であり、判断すべき内容とは認められない。

かつ、当審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。

以上のことから、記述がない事について確認したうえでの不存在決定は、妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年 4月24日 諮問書の受理
- ② 令和5年 5月22日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和5年 7月31日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和5年 8月28日 審議（審査請求人、熊取町長の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和5年 9月22日 補充説明書の写しを受理
- ⑥ 令和5年12月20日 審査請求人から補充意見書を受理
- ⑦ 令和6年 2月 6日 熊取町長へ答申

第7 審査会委員

熊取町長の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
西野 弘一	弁護士	会長
清弘 正子	大学准教授	副会長
橋本 匡弘	弁護士	
片山 直子	大学教授	
松本 淳	大学院教授	